

えひめ地域木造住宅基準

1. 地域性・持続性

構造・工法・材料については、地域の風土との調和及び次世代への継承性・持続性を確保した上で、愛媛県において最も一般的である一戸建ての木造軸組工法住宅で、以下の基準に適合すること。

- ・構造耐力上主要な柱及び土台の断面寸法を 120mm × 120mm 以上とすること。
- ・住宅性能表示制度の「高齢者等への配慮に関すること」の等級 3 に適合すること。

住宅性能表示制度「高齢者等への配慮に関すること」の等級 3 の概要

高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられていること。

部屋の配置

日常生活のうち特定寝室と便所を同一階に設置。

段差の解消

日常生活空間で認められる段差

- ・玄関の出入口（くつずりと玄関外側 20mm 以下 + くつずりと玄関土間 5mm 以下）
- ・玄関の上がりかまち
- ・勝手口等の出入口、上がりかまち
- ・浴室の出入口（20mm 以下の単純段差又は浴室内外の高低差 120mm 以下 + またぎ高さ 180mm 以下 + 手すり）
- ・バルコニーの出入口

日常生活空間外で認められる段差

- ・玄関・勝手口等の出入口・上がりかまち、バルコニー・浴室の出入口
- ・畳コーナー等の 90mm 以上の段差

階段の安全性

勾配 22/21 以下 550mm けあげ × 2 + 踏面 650mm、かつ踏み面は 195mm 以上

蹴込み 30mm 以下

手すりの設置

手すりの設置基準 階段片側に設置（勾配が 45° を超える場合は両側に設置）便所、浴室に設置（玄関、脱衣室に下地の準備）

転落防止のための手すり

通路・出入口の幅員

日常生活空間内の通路幅員 780mm 以上（柱の箇所は 750mm 以上）

日常生活空間内の出入口の幅員 玄関は有効 750mm 以上、浴室は有効 600mm 以上

玄関・浴室以外（バルコニーは除く）は 750mm 以上（軽微な改造による確保可）

寝室・便所・浴室（寸法・面積は内法）

浴室 短辺 1,300mm 以上、面積 2.0 m² 以上

便所 腰掛け式 長辺 1,300mm 以上又は便器の前方が側方に 500mm 以上

特定寝室 面積 9 m² 以上

「特定寝室」とは、現在又は将来、高齢者等が就寝のために使用する部屋のこと。

2. 設備配管の交換容易性

設備配管の維持管理を容易にすることに配慮し、住宅性能表示制度の「維持管理への配慮に関すること」の等級 3 に適合すること。

住宅性能表示制度「維持管理への配慮に関すること」の等級 3 の概要

清掃口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられていること。

基礎の立ち上がり部分等の貫通部を除き、配管をコンクリート内に埋め込まない。

地中埋設管の上にコンクリートを打設しない。

清掃口あるいは清掃が可能なトラップを設ける。

点検、清掃ができる開口を仕上材等に設ける。

3. 将来のリフォーム等に必要な情報

維持管理や将来のリフォーム等を行う際に必要となる図面（設備配管図、平面詳細図及び矩形図）を保管すること。